

# 飛驒市建設工事等事後審査型条件付き一般競争 入札実施要領

平成19年3月30日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び入札参加資格の決定)

第2条 この告示において対象となる工事(以下「対象工事」という。)及び第4条に規定する入札に参加する者に必要な資格は、飛驒市競争入札者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により決定する。

(入札の公告)

第3条 対象工事を競争入札に付するときは、飛驒市契約規則(平成16年飛驒市規則第56号。以下「規則」という。)第2条の2の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 飛驒市役所内の掲示場への掲示
- (2) 飛驒市ホームページへの掲載
- (3) 契約担当課での閲覧

2 前項に規定する公告については、規則第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「参加申請書」という。)の提出期限及び提出場所
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「確認申請書」という。)の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる資格(以下「入札参加資格」という。)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 飛騨市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 飛騨市が発注する建設工事等に対応する建設業法第27条の23に該当する経営事項審査による評定の総合数値が入札案件ごとに定める数値以上であること。
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (5) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (6) 飛騨市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成16年飛騨市告示第10号)に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (7) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること。

(入札参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を公告の記載にしたがって市長に提出しなければならない。ただし、規則第20条の2の規定による入札は、この限りでない。

(開札)

第6条 開札は、第3条第2項に規定する公告(以下「入札公告」という。)に示す入札の日時及び場所において行うものとする。

- 2 市長は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、後日、入札参加資格要件の審査を行い落札決定する旨を告げるものとする。

(確認申請書の提出)

第7条 市長は、開札後に落札者とするための入札参加資格の審査を行うため、速やかに落札候補者に入札公告に示す確認申請書等の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日(飛騨市の休日を

定める条例(平成16年飛騨市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に持参により提出するものとする。

- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第8条 市長は、前条第2項の規定により確認申請書の提出があったときは、落札候補者が入札参加を満たしているかどうかを確認申請書等により審査し、審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしている場合は落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 2 入札参加資格の審査は、前条第2項に規定する確認申請書の提出期限日から起算して3日(市の休日を除く。)以内に行わなければならない。
- 3 入札参加資格の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書(様式第3号)により取りまとめ、入札書及び確認申請書とともに保存する。

(落札決定の通知等)

第9条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該対象者に対して、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項の通知書を受理した者は、この通知を受けた日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について市長に対し書面で説明を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項については、選定委員会でその都度協議する。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第41号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

飛騨市長 あて

(申請者)住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札参加申請をします。なお、この申請書のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名

(1) 工事番号	
(2) 工事名	

2 入札参加資格

(1) 資格者番号	
(2) 業種	
(3) 経営事項審査結果通知書の総合評定値	

3 配置予定技術者

(1) 氏名	
(2) 資格	

この申請書に関する担当者名

連絡先 電話( ) —

FAX( ) —

様式第2号(第3条関係)

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

飛騨市長 あて

(申請者)住所

商号又は名称

代表者氏名

印

\_\_\_\_\_に係る事後審査  
型条件付き一般競争入札について、下記の必要書類を添えて入札参加資格確認の申  
請をします。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約  
します。

記

- 1 配置予定技術者届出書
- 2 経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの)
- 3 その他指定された資料

様式第3号(第8条関係)

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象者

2 審査対象工事

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工期

3 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

飛驒市長 印

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付けで申請のありました下記工事における入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 不適合となった理由

(注意)

この通知に疑義がある場合は、飛驒市建設工事等事後審査型条件付き一般競争入札実施要領第9条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができます。